平成２６年（フ）第３８号
熊本県八代市高島町4357番地１　Ｂ203、前住所熊本県八代市井揚町2578番地２
債務者　藤田　　愛（旧姓和久田）
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月１日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第５７号
熊本県八代市松崎町620番地３　103
債務者　上村　留美
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月１日午後２時
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第１５８９号
神奈川県茅ヶ崎市ひばりが丘１番１号
債務者　三橋まゆみ
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６００号
神奈川県茅ヶ崎市柳島１丁目８番８号　ハイツカルディエⅠ202
債務者　田中ルミ子（旧姓高橋・斎藤）
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６１５号
神奈川県鎌倉市由比ガ浜４丁目４番32号　サンハイム201号
債務者　尾崎　暢秀
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７６２号
東京都八王子市中野山王３丁目25番19号第２平和荘201号
債務者　澤田　　藍（旧姓金田）
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４５７号
横浜市青葉区桂台１丁目１番地８　ソレイユ桂台Ａ－205
債務者　五十嵐直樹
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４６８号
横浜市旭区左近山448番地３　左近山団地９街区２棟201号
債務者　宮本　敏行
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７５４号
東京都町田市野津田町696番地グリーンフィールド石阪Ａ―202
債務者　秋野　　悟
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７８７号
東京都国立市北３丁目16番の３メゾン・ド・アレ202
債務者　黒須　りさ
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３４７号
川崎市川崎区京町１丁目８番９号　リヴィエール京町203
債務者　高橋　雄二
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３６０号
川崎市川崎区日進町９番地11　ニュー大和207
債務者　尾浦　克司
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３６７号
川崎市川崎区小田３丁目16番９号　クリサンセマム101、前住所川崎市川崎区小田３丁目24番12―202号　ファミリーハイツ
債務者　渡辺　典子
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２７６号
岡山市南区新福１丁目13番７号パークサイド新福Ｃ201、旧住所岡山市南区福田1011番地１
債務者　表　　年惠
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８５号
岡山市北区津島福居２丁目８番18―３号
債務者　伊澤　萬保
1　決定年月日時　平成26年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部